

写

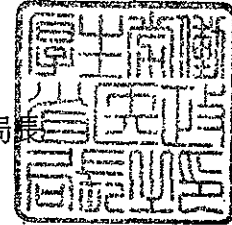
医政発第 0622010 号  
平成 18 年 6 月 22 日

各

都道府県知事  
社会保険事務局長

殿

厚生労働省医政局長



書面に代えて電磁的記録により作成、縦覧等又は交付等を行う  
ことができる医療分野に係る文書等について

平成 17 年 4 月 1 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 16 年法律第 149 号。以下「法」という。）及び「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「省令」という。）の施行にあたり平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（医政発第 0331009 号薬食発第 0331020 号保発第 0331005 号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知）において、書面に代えて電磁的記録により作成、縦覧等又は交付等を行うことができる医療分野に係る文書、またその方法等について、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方お願いしたところであるが、今般、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じ、国民の利便性の一層の向上を目的として、別紙に掲げる諸手続にかかる書類についても、電磁的記録により作成、交付及び署名を認めることとするため、書面によるものと同等に取扱い差し支えない。

また、電磁的記録により患者等に診療に関する情報、画像等を提供する場合も同様であるが、これら書類、診療等に関する情報、画像等について、電磁的記録による作成等にあたり満たすべき要件、留意事項等は、当該通知並びに当該通知に添付した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照されたい。

なお、医療機関間等の情報連携を推進するため、標準化を一層進める観点からは、当該医療用の定型文書情報は、平成 17 年 5 月 17 日「標準的電子カルテ推進委員会」最終報告において推奨された標準的情報交換規約等を採用されることが望ましいことを申し添える。

事 務 連 絡  
平成18年6月22日

日本 HL7 協会 殿

医政局研究開発振興課  
医療機器・情報室長

平成18年6月22日「書面に代えて電磁的記録により作成、縦覧等又は交付等を行うことができる医療分野に係る文書等について」（医政発第0622010号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）において掲げた書類（以下「書類」という。）について電磁的記録による作成、交付及び署名を付すこと及び電磁的記録により患者等に診療に関する情報、画像等を提供するに当たっては、保険（医療）給付と重複しない範囲のもので、電子署名及び認証業務に関する法律等により、作成された電子的書面の真正性が紙面により提供される場合と同等に保証され、かつ書類を受け取る者が電子的提供を忌避しない場合に限る、平成17年9月1日「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（保医発第0901002号厚生労働省保険局長通知）に従い取り扱って差し支えないこととなるが、これにより電磁的記録による書類等の種類、流通量は大幅に増やすことが予測される。

これら書類、診療等に関する情報、画像等について、電磁的記録による作成等にあたっては、標準化を推進し診療情報連携の促進に資するものとなるよう一層のご助力をお願いしたい。